

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。

配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

---

*Index*

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況	……………2011.6.1	速報版
公益認定等委員会だより(その6)	……………2011.5.27	掲載版
公益認定等委員会委員による座談会(5/13実施)	……………2011.6.1	掲載版

NEWS ・ お知らせ

池田委員長・海東委員へのインタビュー(「時評」6月号)	……………2011.6.2	掲載版
外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方について	……………2011.5.20	掲載版

(神奈川県公益認定等審議会)

貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について (日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究資料第4号)	……………2011.5.13	掲載版
---	----------------	-----

今月の TOPIX

認定申請事例にみる収支相償基準<第一段階>でプラスの事業の説明について	
認定申請事例にみる事業の公益性の説明について	
公益不認定 全国6件目	……………事例研究

---

公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ 全国申請状況、公益認定等委員会だより(その6) ～ ほか

全国申請状況 ～ 統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成23年5月末時点：全国の申請状況(平成20年12月1日～平成23年5月31日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/IWoqU1>

先月5月27日に公表された、公益認定等委員会だより(その6)を掲載します。

(公益法人制度の施行から約2年半が経過し、特大号として発行されています。)

<主な内容>

池田守男公益認定等委員会委員長のメッセージをはじめとして、震災関連情報や寄附に関する税制支援等、多くの情報が記載されています。

特に「よくある誤解についての回答」では、被災地に義援金を渡す場合の法人内部における手続きや、費用や募集した寄附を計上する会計区分等の情報が追加されていますので、一度ご覧になられてはいかがでしょうか。

<公益認定等委員会委員長メッセージ 主旨>

被災者支援や震災復興などの取組みは、正に「公益活動」の本分であると考え、このような活動がより一層活発に行われることを期待するとともに、委員会としても事業内容の変更や追加の届出等が必要な場合には最優先で対応させていただきます。また、移行期間の折返しを迎え、今一度、法人の運営方針や財務状況を確認いただき、この国難に対して、これまで培ってきた専門的知識や経験、財産を活かした活動ができないかということを考えていただき、申請のご検討をいただければ幸いです。

さらに、平成23年度は申請のピークを迎えることが予想されます。申請の準備が整いましたら、できる限り申請を前倒しして早期に申請していただくようお願いします。

内容の詳細については、下記をご参照ください。

公益認定等委員会だより(その6) >>> <http://bit.ly/iNluFu>

今月6月2日、「新しい社会の担い手としての公益法人」をテーマに池田委員長はじめ7名の公益認定等委員会委員による座談会の模様が掲載されていますので、お知らせいたします。

内容の詳細については、下記をご参照ください。

公益認定等委員会委員による座談会 >>> <http://bit.ly/kGVFXd>

=====

NEWS ・ お知らせ

～ 「時評」(6月号) 特集 新たな公益活動のかたち インタビュー記事掲載  
外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方について(神奈川県)  
貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について ～

「時評」(6月号)に池田委員長及び海東委員のインタビュー記事が掲載されていますのでご紹介いたします。

特集 新たな公益活動のかたち

(1) 東日本大震災における公益法人の支援活動

震災を乗り越え、今年が新しい公益活動元年となるように (公益認定等委員会委員長 池田守男)

(2) 折り返しを迎えた新公益法人制度施行の現状

柔軟かつ迅速に、公益活動の増進をサポート (公益認定等委員会委員 海東英和)

記事の詳細については、下記をご覧ください。 > > >

<http://bit.ly/kNVaO3>

先月5月20日、神奈川県公益認定等審議会において「外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方」について、審議に当たっての基本的考え方がまとめられ公表されていますので、ご紹介いたします。

注) この考え方は、神奈川県公益認定等審議会の考え方であり、他の行政庁における委員会・審議会とは直接関係ないものの、このような考え方もあるという一例として、同種の法人におかれても有益な情報であると考えられましたので、掲載しています。

#### < 神奈川県における具体的な審査方針 >

##### 総論

いわゆる外郭団体等において、法人自らの意思決定事項が行政の方針に拘束され、実施事業の内容が仕様書等に詳細に定められているような場合は、公共性を有するものの申請法人自らの公益目的事業としては判断し難いことから、公益目的事業該当性を否定せざるを得ないとする。

##### 事業の主体性、独自性及びノウハウの有無に係る審査

人的設備、物的設備を含めた技術的基盤及び資金状況等を勘案して、総合的に判断

基本的考え方：単純な事務処理、単純作業又は単なる施設の維持管理の受託は、公益目的事業として判断し難い。ただし、契約の名称・形態に捉われることなく、目的及び事業の内容の精査、または実態把握のため現地調査等を行った上で判断。

##### 人的資源を始めとする技術的基盤の有無に係る審査

客観的にみて、事業に一定の独自性や専門性を見出すことができ、かつ、事業実施のための専門的能力、技術的能力を有する人材の具備が必要

例：自治体からの派遣職員のみで構成され、一定期間ごとに派遣職員が入れ替わるような法人においては人的資源があるとは言えず、技術的能力及び経理的基礎の具備に欠如しているものと判断。

##### 再委託の有無及び内容に係る審査

行政から受託した事業の大部分を他の法人に委託している場合は、事業の主体性があるとは判断し難い

##### 時代の変遷に伴う公益目的事業該当性の変化について

認定時点では、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であったとしても、時代の変遷により、当該事業の市場が形成され、営利競争するような状況に至った場合は、公益目的事業に該当しなくなったものと判断せざるを得ない。

内容の詳細については、下記をご覧ください。 > > >

[ ] 外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方

<http://bit.ly/IHqYkh>

日本公認会計士協会より、先月5月13日、非営利法人委員会研究資料第4号「貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」が公表されていますので、お知らせいたします。

当該資料は、「公益法人会計基準」(H20.4.11 内閣府公表)において作成が求められている貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成手順と会計処理を事例で示し、事例を補足するための留意事項をQ & Aとしてまとめられたものです。

資料の詳細はこちら、当グループのHPより >>>

[ ] 新着情報 (2011/5/23) をご覧ください <http://www.shinohara-cpa.com>

=====

## 今月の TOPIX

- ・ 認定申請事例にみる収支相償基準 < 第一段階 > でプラスの事業の説明について
- ・ 認定申請事例にみる事業の公益性の説明について
- ・ 公益不認定 全国6件目

- - 事例研究

### TOPIX 1

【認定申請事例にみる収支相償基準の第一段階でプラスの事業の説明について】

ある事例で、収支相償基準の第一段階(別表A(1))において剰余が発生した場合、その剰余の説明で、「プラスの事業がある場合、その発生理由とこれを解消するための計画等を記載してください。」の欄に、「会員からの負担金を収益に計上しているため、設備資金に充当する。」という記載方法でクリアしていたものがありました。第一段階の説明としてこれまで例示されてきたものとして、「特定費用準備資金」への積立、もしくは、翌事業年度での費消がありました。このケースでは、設備資金への充当とされており、いずれのケースにも当てはまりません。このような説明が可能なのは、第二段階での剰余に限られていました。

これをもって全ての法人で、このような説明をすればよいと考えるのは軽率かもしれませんが、法人の個別事情の説明が第一段階でも可能なケースとして参考にすることができます。

### TOPIX 2

【認定申請事例にみる事業の公益性の説明について】

TOPIX 1と同じく、ある事例で、臨床検査センターを実施している法人が公益認定を受けたケースです。臨床検査センターを持っている場合、以下の理由( )から公益性の説明には従来、工夫が必要と考えられ、公益認定を断念される法人もあったかと思われませんが、この事例により公益認定の可能性もあるという一例です。

#### 公益性の判断が困難な理由

周辺地域の医療機関から持ち込まれる病理検査等の依頼により、検査を実施するものであり、直接地域の住民等の不特定多数の者にサービスを提供するものではないこと。

民間の営利企業と競合する事業である可能性が高いこと。

これらの理由を解消し、事業の公益性を主張するために、当該事例では、まず、臨床検査センターを含む事業は、地域住民の健康状態を把握し、地域の実情に即した形で地域医療の質を向上させることを目的として、健診事業・検査結果の共有等を行うことによって、公益認定法別表第6号の「公衆衛生の向上を目的とする事業」に該当する、としています。

また具体的な説明においては、

- ・健診・検査結果を基に地域住民の健康状態の傾向を分析。分析結果に基づいて、健康増進への意識を高めるため、自治体、医療機関(会員)を通じて啓発活動を行っている。
- ・分析結果は、地域の医師や医療・保健関係者が参加する医学会や研究会で発表し共有している。
- ・採算性が低い等の理由で収益目的では受託しないような検査等も受託している。
- ・地域の住民に良質の医療を行うためのネットワークの形成

といった観点から事業の公益性を説明しています。

これに類似する事業を実施されている法人におかれては、今後の申請及び認定を視野に入れることができる可能性を示唆する一例として紹介しました。

### TOPIX 3

【公益不認定 全国6件目】

社団法人 福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会 : 公益性認定の判断が焦点

当該法人の主な公益目的事業(公益目的事業比率 63.1%)は以下の通り

「公1 : 市場管理運営事業」

環境・衛生業務

廃発砲スチロール再資源化業務

運営管理センター業務

#### 審議会側の判断

の事業は、「市場内の共用部分の清掃、塵芥・魚滓等の回収、搬出業務、生ゴミ等の消臭化を図る」もので、当該事業の受益の機会の公開について「市場施設は広く一般市民にも開放されている。」との法人側の主張に対し、審議会側は、「環境・衛生業務の対象となる市場施設は、月に一度開催される『市民感謝デー』の機会に限り例外的に一般市民も入ることができるものの、もっぱら申請法人の社員及びその取引の相手方たる事業者が使用する場所であり、受益の機会の公開の度合いは極めて限定的である、と判断しています。

また、審議会側は、中央卸売市場自体の役割について、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは認めているものの、法人が実施する事業が公益目的事業に該当するか否かは、当該法人が活動する施設の公益性とは区別し、事業の内容に照らし個別に判断されるべきものである、としています。

よって、この観点より の事業は、申請法人の社員たる事業者が自らの取引を円滑に行うための環境整備として実施している側面が強いこと、そして についても と同じ理由により、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認めることはできず、公益目的事業として認めることはできない、と結論付けられました。

## 結論

上記事業のうち、事業費率 20%を占める について公益目的事業とは認められず、 についてもその全てを公益目的事業として認めることはできないため、公益目的事業費率が 50%を下回ることとなり、結果、不認定となる。

---

### <スタッフより>

税理士事務所は、年末調整業務が始まる 12 月初旬あたりから、3 月決算法人の申告が完了する 5 月末までが繁忙期で、それ以降の 6 月～11 月までとは忙しさが全く違います。

弊社もその例に漏れず、今年も嵐のような忙しさでした。この不況のご時世でありながら、こんなに忙しく仕事ができるのはありがたい話です。

特例民法法人の皆様におかれましては 5 月の理事会を終えて、6 月からは移行申請準備が更に本格化する時期ですので、しっかりとサポートしていけるよう意気込んでいるところです。(江藤)

---

### ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[ ] [support@shinohara-cpa.com](mailto:support@shinohara-cpa.com)

### メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[ ] [kubotam@shinohara-cpa.com](mailto:kubotam@shinohara-cpa.com)

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

---

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原 CPA ビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581

---